

第 31 回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

（ 2024 年 10 月 17 日（木） 15 時 00 分
協 会 第 1 会 議 室 及 び
W E B ・ 電 話 会 議 ）

議 題

- 政府令の見直しを踏まえた規則改正の方向性（案）について
 - 一 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の見直し

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料1

政府令の見直しを踏まえた規則改正の方向性(案) について

－ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の見直し

2024年10月17日
日本証券業協会

- 金融審議会 市場制度WG中間整理（2022年）において「私設取引システム（PTS）の機能向上」が示される。本協会の当面の主要課題では「PTSの機能向上のための制度整備」を掲げ、市場制度WG中間報告を踏まえた政府の対応をうけ、必要な制度整備を検討することが明記されている
- 今般、金商法の政府令・監督指針の改正案において、上場株券等のPTSにおける競売買方式（オークション方式）に係る売買高上限の緩和、PTS自身での価格情報の通知・公表、PTS業務において取引所の立会外取引に類似するものについてTOB 5%ルール適用対象外とするなどの方向性が示された
 - （※）パブリックコメントは9月13日～10月13日まで実施。なお、今後、監督指針の改正について追加でパブリックコメントが行われる予定
- 今般の政府令・監督指針の改正内容については、上場株券等のPTSでの取扱いなどを規定する協会規則（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」及び「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」）にも影響する内容が含まれており、本WGにおいて規則改正に向けた検討を進める

■ 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 中間整理 (2022年6月22日)

(1) PTSの売買高上限等のあり方

上場株式等については、(上場株式等にとっての主市場ではない) PTSが取り扱う場合に関して、制度上、売買高に上限が設けられている。近年、PTSのシェアは1割弱に達しつつある一方、PTSを運営する事業者数は少数に止まるほか、競売買方式(オークション方式)の活用が進んでいない。

これについて、**上場株式等に関する市場間競争を促す観点から**、日本市場の構造のあり方についても議論しつつ、**競売買方式に係る売買高上限の緩和を引き続き検討することが考えられる。**

なお、売買高上限の緩和の検討にあたっては、PTSにおける取引が現在よりも増加することが想定されることから、不公正取引への対応の実効性を強化する必要がある。このため、例えば、PTSが、自主規制機関と連携して売買審査等にあたる枠組みを検討していくことが考えられる。

(2) その他

現行法令上、PTSに対しては、取引所とは異なり自ら取引情報を公表することは義務付けられておらず、PTSから報告を受けた日本証券業協会が取引情報を公表する枠組みがとられている(注)。しかしながら、**協会のシステムではリアルタイム性が十分に確保されておらず、PTSが自ら公表する取引情報を市場参加者が参照する方が、より価格の透明性が高いとの指摘がある。**

こうした指摘を踏まえ、**法令上もPTSに対し、取引情報の公表を義務付けることについて引き続き検討すべきである。**

(注) なお、監督指針では別途、PTSに対し、(自ら)取引情報を公表することを求めている。

■ 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理 (2022年12月21日)

1. 私設取引システム (PTS) の機能向上

① 売買高上限のあり方

PTSについては、制度上、上場株式等の売買高に上限が設定されており、成行注文や板寄せが可能である競売買方式（オークション方式）については、取扱銘柄全体で全取引所の売買高対比1%とされている。この上限が、競売買方式が活用されていない原因となっているとの指摘がある。

PTSのシェアが拡大する中、上場株式等に関する取引手法の工夫を可能とし、利用者利便を向上させるとともに、適切な利用者保護を図っていく観点から、取引の公正性や価格の透明性の確保を図る制度整備と合わせて、現在の PTSのシェアを踏まえながら、**競売買方式に係る売買高上限を緩和すべきである。**

② 取引所の立会外取引に類似する PTS 取引への TOB5%ルールの適用のあり方

PTS取引への TOB5%ルールの適用除外については、2012年の制度改正の際、取引所の「立会」取引との類似性に着目して規定が整備された。他方、**取引所の「立会外」取引（例：ToSTNeT）はTOB5%ルールの適用対象外であるのに対して、これに類似するPTS取引はTOB5%ルールの適用対象となっている。**

PTS取引の中で取引所の立会外取引に類似するものについても、取引所の立会外取引との類似性を踏まえ、TOB5%ルールの適用対象外とすべきである。

2. 政府令・監督指針の改正案及び検討の方向性（概要）

	現行	政府令・監督指針の改正案	協会規則の見直しの方向性
① 上場株券等のPTSにおける競売買方式（オークション方式）に係る売買高上限の緩和	<p>PTSが競売買方式による価格決定を用いる場合、以下を満たす必要がある（超えた場合、取引停止又は免許を取得し取引所となる必要がある）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全取引所の取扱銘柄全体に対する当該PTSの総取引高の比率：1%を超えないこと 全取引所の銘柄毎に対する当該PTSの総取引高の比率：10%を超えないこと 	<p>左記の基準を以下のとおり見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> 全取引所の取扱銘柄全体に対する当該PTSの総取引高の比率：10%を超えないこと 全取引所の銘柄毎に対する当該PTSの総取引高の比率：20%を超えないこと 	<p>－ （協会規則への影響なし）</p>
② 上場株券等に係るPTS自身での価格情報の通知	<ul style="list-style-type: none"> 監督指針において、他のPTSと比較可能な形で気配・約定情報を公表することを規定 監督指針の内容を充足するため、協会規則では、PTSに対し、協会の報告公表システム（PTS Information Network）を通じた気配・約定情報の公表を求めている 	<ul style="list-style-type: none"> 他のPTSと比較可能な形での気配・約定情報の公表を求める規定は削除（9/13のパブコメには含まれていないが、今後、改正案が公表される予定） 取引所と同様に、PTS自身に対し気配・約定情報の通知などを求める 	<ul style="list-style-type: none"> 報告公表システム（PTS Information Network）を通じた気配・約定情報の公表を求めている規定などを削除する（PTS Information Networkの廃止）
③ PTS業務において立会外取引に類似するものをTOB 5%ルール適用対象外とする（立会外取引に類似する取引の明確化） ※ 立会外取引：東証でいうToSTNeT取引	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、PTS業務において、立会外取引に類似する取引に関する規定は特段定められていなかった 	<ul style="list-style-type: none"> PTS取引のうち、取引所の立会外取引に類似するものを公開買付けの適用除外となる取引として、新たに規定 	<ul style="list-style-type: none"> ToSTNeTについては東証で必要な事項を規程で定めている 他方、取引所の立会外取引に類似するPTS取引については、取扱いを明確に定めたものはない これを踏まえ、PTS業者に対し立会外取引に類似する取引を取扱う場合には取扱規則を整備することを求めるとともに、参加会員には当該取扱規則の遵守を求める

3. 規則の見直しの方向性 — PTS Information Networkの廃止

(1) PTS Info廃止に伴う規則改正（概要）

- 改正政府令・監督指針案では、他のPTSと比較可能な形での気配・約定情報の公表を求める規定は削除し、取引所と同様に、PTS自身に対し、参加会員への気配・約定情報の通知などを求めている
- これを踏まえ、**報告公表システム（PTS Information Network）を通じた気配・約定情報の公表を求めている規定などを削除する（PTS Information Networkの廃止）**

今般の改正により削除する条文	備考
<ul style="list-style-type: none">取外規則 第17条の2（認可業務による申込みに係る価格等の閲覧） 第17条の3（認可業務による売買価格等の閲覧）取外細則 第7条（認可業務による申込みに係る価格等の閲覧）	<ul style="list-style-type: none">PTS業者に対し、PTS Infoによる気配・約定情報の公表を求める規定であり削除する取外細則7条3項では、PTS Infoの利用に当たり、PTS業者に対して負担金の支払いをお願いしているが、PTS Infoの廃止に伴い、当該規定も削除する
<ul style="list-style-type: none">取外規則 第17条の4（参加会員への通知）	<ul style="list-style-type: none">政府令においてPTSの気配・約定情報の通知義務が規定されることを踏まえ、重畳的な義務を避ける観点から、第17条の4は削除する

3. 規則の見直しの方向性 — PTS Information Networkの廃止

(2) 施行日

- PTS業者の変更認可申請の手続き等の兼ね合いから、金融庁では、改正政府令について一定の経過措置期間を設けることが検討されている。現時点では、**2025年6月末まで経過措置期間を設ける方向**で検討されている
- PTS Infoを閲覧している関係者への情報提供という観点から、各社での取扱いを揃えた方がよい（「A社はPTS Infoで公表しない、B社はPTS Infoにより公表」といった扱いを避ける）と考えられる。そのため、**PTS業者に対するPTS Infoによる公表義務は経過措置期間を踏まえて一律の日付で定める**こととしたい
- ついては、改正政府令の経過措置を踏まえ、**PTS Infoによる公表義務に係る改正の施行日は2025年7月1日としてはどうか**
(※) 経過措置期間中に改正政府令に基づく対応が整った場合でも、2025年6月まではPTS Infoによる対応をお願いしたい（PTS Infoによる対応に加え、改正政府令を踏まえた対応を行うことは可）

(3) PTS Infoの利用料

- 2023年9月以降、PTS Infoの利用料についてPTS認可会員の皆様に御負担をいただいている
- 今回、PTS Infoの廃止に伴い、当該利用料についても廃止することとする（規則改正を踏まえ、利用料について定めた「取引所外取引の報告・公表システム利用料規程」も改正する）

4. 規則の見直しの方向性 — 立会外取引に類似する取引に係る対応

(1) 立会外取引に類似する取引に係る取扱規則の整備等（概要）

- 改正政府令案では、PTS業務において立会外取引に類似するものについてTOB 5%ルールの適用対象外とされる旨が規定された（立会外取引に類似する取引の明確化）
- 東証のToSTNeTについては、東証が規程（ToSTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例）で必要な事項を定め、それに基づき取引が行われている
- 他方、取引所の立会外取引に類似するPTS取引については、取扱いを明確に定めたものはない
- これを踏まえ、取外規則を改正し、「立会外取引に類似する取引」の定義（※）を新たに規定するとともに、**PTS業者に対し立会外取引に類似する取引を取扱う場合には取扱規則を整備し、参加会員には当該取扱規則の遵守を求める**
（※）認可会員が行う認可業務による取引所外売買のうち、金商法施行令第6条の2第2項第2号口に定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われる取引
- 取扱規則で整備することを求める項目については、**東証の規程も参考に最低限必要と考えられる項目を規定**する。なお、**ToSTNeTの取扱いを踏まえ、ダークプール・フラグの設定、信用取引の制限、超大口約定情報**（売買代金が50億円以上の取引（顧客からの売買の委託を受けた取引を除く））**の公表については東証と同等の取扱いとすることを求める**こととする

4. 規則の見直しの方向性 — 立会外取引に類似する取引に係る対応

(2) 立会外取引に類似する取引に係る取扱規則で定める項目

	取扱規則で求める事項（案）	（参考）ToSTNeT：単一銘柄取引の概要
1	対象有価証券	・ 内国株式・外国株式・ETF・REIT・CB
2	取引時間	・ 午前8時20分～午後5時30分
3	売買単位	・ 最低単位から可能
4	取引価格の範囲	・ 立会市場の直近取引価格の±7%以内
5	呼値に関する事項	・ 呼値の単位 株券：1円の1万分の1の整数倍 CB：額面100円につき1銭の100分の1の整数倍
6	売買の成立方法	・ 呼値を行う際に、取引の相手方となる取引参加者・銘柄・数量・決済日等を指定し、呼値が合致した場合に売買成立（ただし、同一参加者におけるクロス取引の場合は当該呼値で売買が成立）
7	決済日	・ 2日目決済～10日目決済 ・ 当日決済(同一参加者におけるクロス取引のみ)
8	一定の売買代金を超える取引に係る総売買高等の通知及び公表の時期	・ 売買代金が50億円以上の取引（顧客からの売買の委託を受けた取引を除く）の情報を翌営業日（公表日）に公表
9	社内取引システムによる対当の明示	・ 取引参加者は、単一銘柄取引又はバスケット取引に係る呼値を行う場合、それがダークプール（社内取引システム）を経由してなされるものであるときには、その旨を当取引所に対し明らかにする
10	信用取引及び貸借取引の制限	・ 信用取引について、東証が適当と認める取引を除き禁止（ダークプールを経由した信用取引は禁止）
11	その他立会外取引に類似する取引に関し認可会員が必要と認める事項	-

4. 規則の見直しの方向性

－ 立会外取引に類似する取引に係る対応

(3) 立会外取引に類似する取引に係る取外規則に追加する条文案

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1～13 (略)

14 立会外取引に類似する取引

認可会員が行う認可業務による取引所外売買のうち、金商法施行令第6条の2第2項第2号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われる取引をいう。

(立会外取引に類似する取引に係る取扱い)

第6条の10 認可会員は、立会外取引に類似する取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。

1 対象有価証券

2 取引時間

3 売買単位

4 取引価格の範囲

5 呼値に関する事項

6 売買の成立方法

7 決済日

8 一定の売買代金を超える取引に係る総売買高等の通知及び公表の時期

9 社内取引システム（金商業等府令第70条の2第7項に規定する社内取引システムをいう。）による対当の明示

10 信用取引及び貸借取引の制限（これらの取引を取り扱う場合に限る。）

11 その他立会外取引に類似する取引に関し認可会員が必要と認める事項

2 認可会員は、前項第8号から第10号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所の定める「T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」及び「T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則」と同等の取扱いを行うこととしなければならない。

3 参加会員は、立会外取引に類似する取引を行うに当たっては、第1項の規定に基づき認可会員が定める取扱規則を遵守しなければならない。

4. 規則の見直しの方向性 — 立会外取引に類似する取引に係る対応

(4) 立会外取引に類似する取引に係る超大口取引への対応

- 現在、PTS認可会員については、報告公表システムを通じ、日証協に日次で約定情報の報告を求めている
- PTSから報告を受けた約定情報については、売買代金の多寡にかかわらず、日次で作成（毎営業日11時頃）の銘柄別の「相場表」に反映し、四本値、売買数量、売買代金等を日証協ウェブサイト（Off-exchange Information Network）で公表している
（※）PTS及び証券会社の個別相対の取引報告については、取引の翌営業日に作成する「相場表」に反映される。なお、証券会社の個別相対については、売買代金50億円以上の取引は報告を受けた翌営業日16時に公表、「相場表」への反映は翌々営業日となっている（店内対当取引の場合を除く）
- 今後、立会外取引に類似する取引をPTS認可会員が行う場合、当該取引も日証協に報告が求められるが、上記に記載のとおり、現在のシステムで受け付けた報告は、売買代金の多寡にかかわらず翌営業日11時の「相場表」に反映される。他方で、ToSTNeT取引（売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く）については売買代金50億円以上の場合には翌日16時の公表とされているなど、一定の公表遅延の措置が講じられていることを踏まえ、売買代金50億円以上の取引（ToSTNeT取引と同様、売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く）については翌々営業日11時の「相場表」に反映される運用としたい
- ついては、「本協会が必要と認める取引については所定の方法による報告を求める」旨の規定を新設することとする（システム外での報告を想定。詳細については、別途調整のうえ御案内する予定）

<取外規則に追加する条文案>

（売買の報告）

第11条 （略）

2～4 （略）

5 認可会員は、第1項の規定に関わらず、立会外取引に類似する取引のうち本協会が必要と認める取引については、所定の方法により報告しなければならない。

6 （略）

4. 規則の見直しの方向性 — 立会外取引に類似する取引に係る対応

(5) 施行日

- 改正政府令・監督指針が施行されているという前提であれば、立会外取引に類似する取引に係る規則改正については**改正後即日施行（規則改正日から施行）とすることが考えられる**
- なお、PTS Info廃止に係る施行日を2025年7月1日としているところ、6月30日までに立会外取引に類似する取引を行いたい場合、当該取引もPTS Infoによる公表が必要と考えられる。既にPTS Infoで設定しているものから市場を追加するなどにより、立会外取引に類似する取引を行う場合、日証協側でもPTS Infoの改修等が必要になるところ、6月30日までに改修等を完了することは実務上困難である
- については、**既にPTS Infoで設定しているものから市場を追加するなどにより、立会外取引に類似する取引を行う場合、実務上は2025年7月1日以降の取扱い**をお願いしたい

(6) その他

- 取外規則11条5項に基づき、PTS認可会員の皆様に月次で必要な報告をお願いしている。立会外取引に類似する取引を踏まえ、報告をお願いするフォーマット等も変更することを予定している（詳細は調整後に改めて御案内する）
- 立会外取引に類似する取引を検討しているPTS認可会員の皆様については、前広に検討状況等を日証協エクイティ市場部に御連絡いただきたい

5. 今後の検討スケジュール（予定）

日程	内容
2024年9月12日～ 10月13日	• 政府令及び監督指針の改正案のパブリックコメントの募集
11月上旬	• エクイティ分科会（審議事項） 協会規則改正に係るパブリックコメントの審議
11月19日	• 自主規制会議（審議事項） 協会規則改正に係るパブリックコメントの審議
11月19日～ 12月18日	• 協会規則改正案に係るパブリックコメントの募集
2025年1月上旬	• エクイティ分科会 規則改正の審議（注）
1月14日	• 自主規制会議 規則改正の審議（注）
7月1日	• 改正規則の施行（PTS Infoの廃止） ※ PTSの立会外取引に類似する取引に係る規定は改正日に施行

（注）パブリックコメントにおいて、内容に変更を要する意見がなかった場合などは、エクイティ分科会及び自主規制会議に付議は行わず、委員長・議長の一任により規則改正を行う。

（※）現時点での予定を記載したものであり、政府令及び監督指針の検討状況等により変更となる可能性がある（規則の改正時期は、政府令及び監督指針の公布時期を踏まえ、変更となる可能性あり）

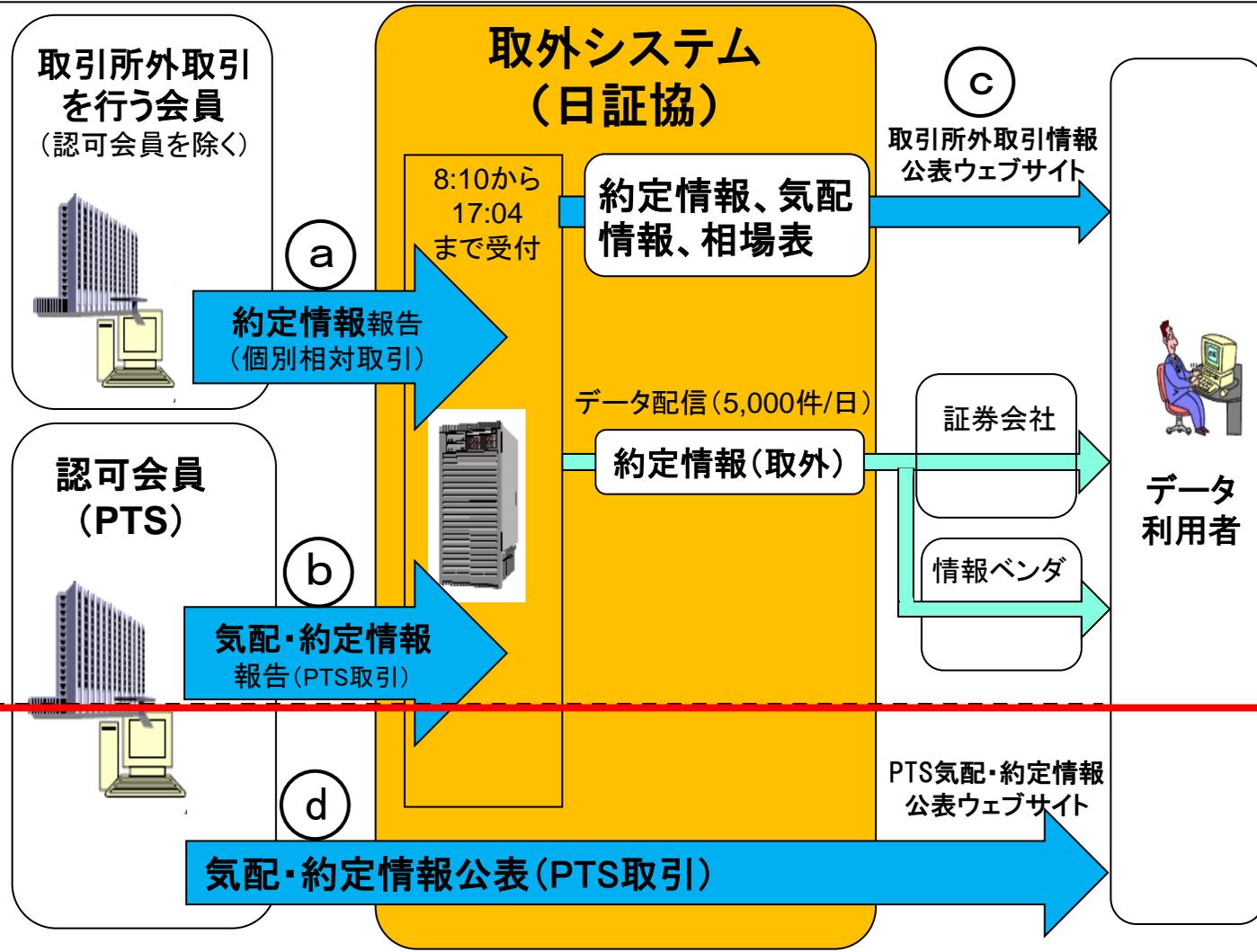
(参考) 取外システム (報告公表システム) の概要

会員から約定情報、認可会員(PTS)から約定情報・公表情報の報告を受け、ウェブサイトにおいて公表・データ配信

【法令・監督指針】

- (a) 取引所外取引を行う会員は、取引所外取引に係る約定情報を取外システムへ報告
- (b) PTS取引を行うPTS認可会員は、PTS取引に係る気配・約定情報を取外システムへ報告
- (c) 協会は、取引所外取引(PTS取引を含む)に係る約定報告等を集計しウェブサイトにて公表

① 個別相対取引・PTSの報告・公表機能



② PTSインフォ

- (d) PTS業者のリアルタイムでの最良気配・取引価格等をPTS業者間で比較可能な形でウェブサイトにて公表

※青矢印は法令・監督指針要件に該当

(参考) PTSの売買価格決定方式と取引量基準

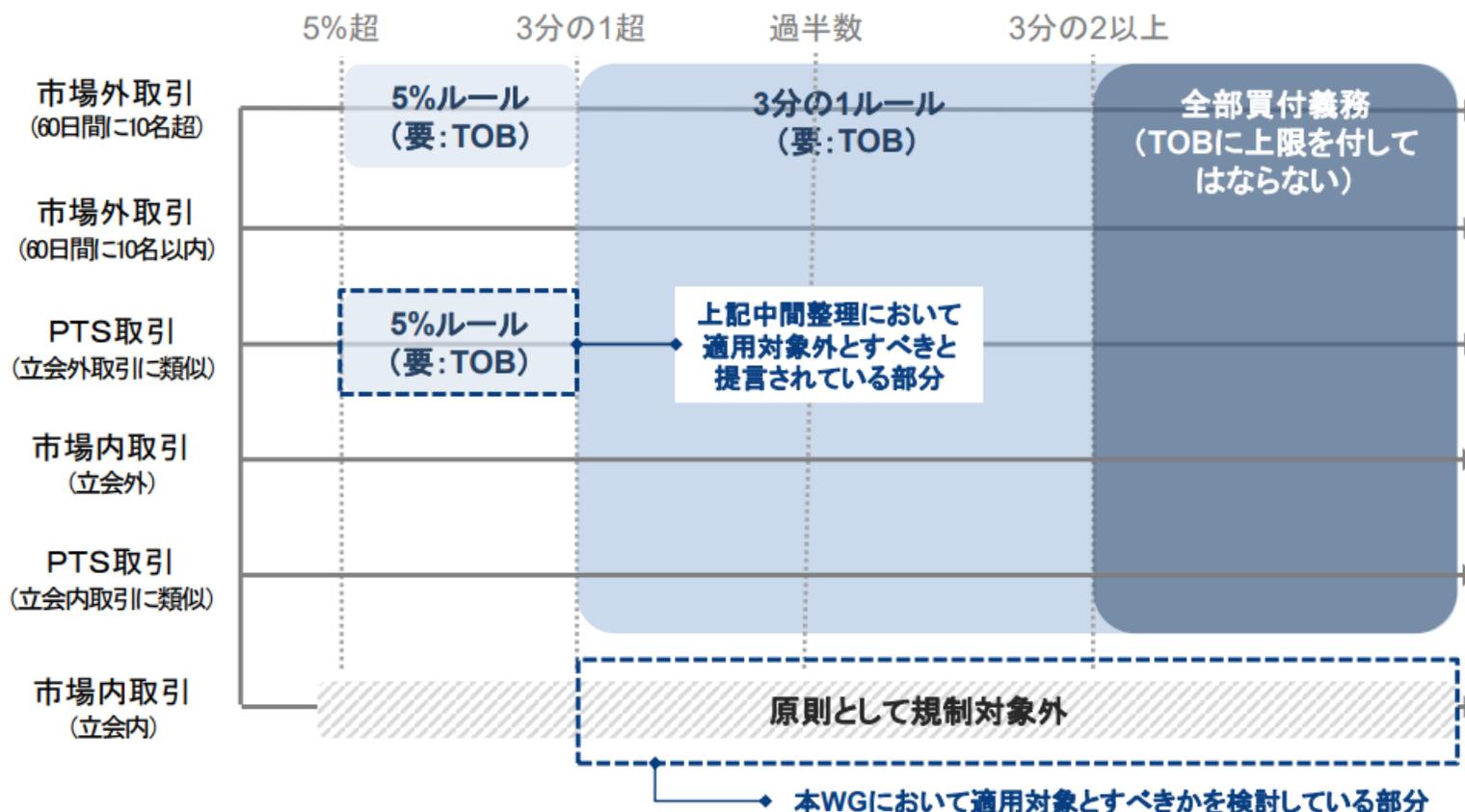
売買価格決定方式	概要	取引高シェアに基づく措置 (過去6ヶ月間の日次平均)
市場価格売買方式 (金商法2条8項10号ロ)	金融商品取引所上場銘柄を、その銘柄が上場されている金融商品取引所市場におけるその銘柄の売買価格を用いて売買する方式。	全取引所等の売買代金の合計額に対する当該PTSの売買代金の合計額の比率
顧客間交渉方式 (金商法2条8条10号ニ)	いわゆるネゴシエーション方式。PTSにおいて顧客同士が価格や数量等の条件について交渉していき、双方が合意に達した条件のもとで売買する方式。	<p>(第1段階) 個別銘柄のいずれかについて10%以上、かつ全体について5%以上</p> <p>⇒次の体制を整備しなければならない。 ①売買管理、審査態勢の拡充・整備 ②違約損失準備金制度と同様の制度整備 ③システム容量等の定期的なチェック</p>
顧客注文対当方式 (定義府令17条1号)	顧客が提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、その指値を用いて売買する方式。成行注文や板寄せといった手法が行われず、あくまでも顧客が提示した指値を突き合わせる場所が金融商品取引所での売買方式と大きく異なる。	<p>(第2段階) 個別銘柄のいずれかについて20%以上、かつ全体について10%以上</p> <p>⇒免許を取得し、金融商品取引所となる必要。 (金商業等監督指針IV-4-2-1③ロa)</p>
売買気配提示方式 (定義府令17号2号)	いわゆるマーケットメイク方式。金融商品取引業者(マーケットメイカー)が一つの銘柄に対して複数の売り気配・買い気配を提示し、これらに基づく価格を用いて売買する方式。マーケットメイカーに対して恒常的な気配提示やそれに基づく約定義務は課せられていない。	⇒免許を取得し、金融商品取引所となる必要。
競売方式 (金商法2条8項10号イ)	金融商品取引所と同様のオークション方式により売買を行う事が可能で、成行注文や板寄せを行うことも可能。	<p>全取引所等の総取引高に対する当該PTSの総取引高の比率 ①1%であること</p> <p>全取引所等の銘柄毎の総取引高に対する当該PTSの総取引高の比率 ②10%であること</p> <p>⇒上記の基準(のいずれか)を超えた場合は、取引を停止するか、免許を取得し、金融商品取引所となる必要。(金商法施行令1条の10)</p>

II

A

【参考】 5%ルール of 適用範囲の見直し

- 2022年12月21日に公表された金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理において、「PTS取引の中で取引所の立会外取引に類似するものについても、取引所の立会外取引との類似性を踏まえ、TOB5%ルールの適用対象外とすべきである。」との提言がなされたところ。
- 当該提言を踏まえ、立会外取引が5%ルールの適用除外されている趣旨(①約定情報が直ちに公表され、②取引価格が一定の範囲内に制限されていること等)に照らし、PTS取引の適用除外の範囲を検討予定。



◆ 本WGIにおいて適用対象とすべきかを検討している部分
※ 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第3回)資料より

取引の種類	概要
単一銘柄取引 (ToSTNeT-1)	<ul style="list-style-type: none">立会市場の直近値から上下7%以内の価格（直近値に7%を乗じた値が5円未満となる場合には、一律、直近値の上下5円以内の価格）で相手方を指定した取引ができます。相手方取引参加者・銘柄・数量・決済日等を指定し、呼値が合致すると同時に約定となります。また、同一参加者間のクロス取引では、当該呼値で即時約定となります。大口取引等の立会市場での円滑な執行が困難な取引をToSTNeT市場において行うことにより、立会市場へのインパクトを抑えることができます。最低単位から売買が可能です。
バスケット取引 (ToSTNeT-1)	<ul style="list-style-type: none">構成銘柄の立会市場の直近値で算出する基準代金の上下5%以内の価格で相手方を指定した取引ができます。相手方取引参加者・銘柄・数量・決済日等を指定し、呼値が合致すると同時に約定となります。同一参加者間のクロス取引では、当該呼値で即時約定となります。15銘柄以上かつ売買代金1億円以上から売買が可能です。
終値取引 (ToSTNeT-2)	<ul style="list-style-type: none">立会市場での終値又はVWAPを確認してから取引に参加できるほか、ポートフォリオのリバランスなどにおいて、バスケット取引の基準に満たない少数銘柄のバスケット注文についても、終値等で取引が可能です。また、立会市場で執行できなかった場合（例：大引けのストップ配分で配分を受けられなかった場合、気配引けで取引が成立しなかった場合、バスケット取引やVWAPベースの取引において指数等と比較して意図した株数を取得できなかった場合など）においても、ToSTNeT市場を利用することが可能です。終値取引を利用した事前公表型の自己株式取得も可能です。
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)	<ul style="list-style-type: none">買方を発行会社に限定した自己株式取得専用の取引です。終値取引では完全時間優先で売買が成立するのに対し、自己株式立会外買付取引では買付数量に相当する売付数量を当取引所が定める配分方法をもって配分します。

<信用取引の取扱い>

取引所が適当と認める以下の取引（社内取引システムを経由する場合を除く）のみ信用取引及び貸借取引により行うことが可能（自己株式立会外買付取引は取扱い不可）

- 取引の相手方との間で交渉により予め合意した条件（VWA P 値等公表数値に基づき一定の算式で計算されるものを含む。以下同じ。）で行う顧客の信用取引
- 取引の相手方との間で交渉により予め合意した条件で行う取引参加者の自己の信用売り又は信用買い
- 同一の顧客に係る売呼値と対当させるための買呼値を同時に行う取引
- 取引参加者の自己の計算による売呼値と対当させるための買呼値を同時に行う取引

<ダークプール・フラグ>

取引参加者は、ToSTNeT市場の単一銘柄取引又はバスケット取引に係る呼値を行う場合、それがダークプール（社内取引システム）を経由してなされるものであるときには、その旨を当取引所に対し明らかにする

<超大口の公表>

単一取引銘柄（ToSTNeT-1）において売買代金が50億円以上の取引（顧客からの売買の委託を受けた取引を除く）の情報を翌営業日（公表日）に掲載

(参考) Off-exchange Information Network (相場表)



取引所金融商品市場外売買等_日次_株券_銘柄別_相場表 (20240911)

約定 成立日	集計 区分	集計内容	証券 種類	証券種類名	業種 コード	業種名	銘柄コード	銘柄名	始値
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1301	極洋	4
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1332	ニッスイ	
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1333	マルハニチロ	3
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1375	雪国まいたけ	
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1376	カネコ種苗	1
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1377	サカタのタネ	3
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1379	ホクト	1
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1380	秋川牧園	1
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1381	アクシース	2
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1383	ベルグアース	3
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業	1384	ホクリヨウ	
20240911	2	業種別合計	1	内国株券(新株引受権証書)	0050	水産・農林業			
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	1050	鉱業	1514	住石ホールディングス	
20240911	1		1	内国株券(新株引受権証書)	1050	鉱業	1515	日鉄鉱業	4

911)

作成日 : 2024年09月12日

作成時刻 : 09時13分

始値(円)	高値(円)	安値(円)	終値(円)	平均価格(円)	売買数量	売買代金(円)
4,165	4,174.5000	4,080.5000	4,115.2000	4,130.0449	10,900	45,017,490
931.2000	931.9000	900.2000	911	906.4806	796,600	722,102,515
3,081.5000	3,082.4000	2,950.5000	2,999.5000	3,001.5342	68,300	205,004,789
993	998.5000	987.3000	990	991.5666	10,500	10,411,450
1,357	1,357	1,349	1,349	1,353	200	270,600
3,380.5000	3,400	3,334.9000	3,380	3,354.4980	13,582	45,560,792
1,806.1000	1,806.1000	1,784.7000	1,793.1000	1,796.4750	2,400	4,311,540
1,000	1,000.1000	1,000	1,000.1000	1,000.0333	300	300,010
2,839.9000	2,839.9000	2,839.9000	2,839.9000	2,839.9000	100	283,990
3,094	3,094	3,094	3,094	3,094	100	309,400
981	987.9000	971.2000	972.0200	979.2894	3,600	3,525,442
					906,582	1,037,098,019
949.7000	953.4000	910	915	926.4130	79,700	73,835,123
4,083.5000	4,096	4,030.5000	4,045	4,053.7303	3,100	12,566,564

PTS Information Network

[ご利用方法](#) | [リンク](#) | [サイトマップ](#)

Quotation & Price Information
JSDA
Japan Securities Dealers Association

SEARCH

[トップページ](#) | [売買停止情報](#) | [制度](#) | [PTS会社概要](#) | [統計情報](#)

銘柄による検索

銘柄名または証券コードを入力し〔検索〕ボタンを押してください。

銘柄名 または 証券コード(半角)

検索

銘柄別PTS気配・約定状況一覧

■ NEXT FUNDS
有価証券の種類: 4
証券コード: 1570
売買単位: 1口

日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信

[2023/12/15 13:30現在]

PTS名	売り気配			買い気配			約定価格	約定数量	約定時刻
	価格	数量	申告時刻	価格	数量	申告時刻			
ジャパンネクスト証券株式会社	20,496	295	13:29	20,491	295	13:29	20,492	1	13:28
ジャパンネクスト証券株式会社(X-Market)	20,492	2,970	13:29	20,487	920	13:29	20,493	25	13:29
ジャパンネクスト証券株式会社(U-Market)									
Cboeジャパン株式会社	20,500	200	13:30	20,490	200	13:30	20,503	1	13:22
Cboeジャパン株式会社 (Match)									
Cboeジャパン株式会社 (Select)	20,499	400	13:30	20,490	800	13:30	20,490	5	13:30
大阪デジタルエクスチェンジ株式会社	20,497	810	13:29	20,490	910	13:29	20,527	50	13:20

PTS証券会社による検索

PTS証券会社と情報の種類を選択し〔検索〕ボタンを押してください。

PTS証券会社

ジャパンネクスト証券株式会社

情報の種類

気配情報

約定情報

PTS会社概要

検索

年 月 日
 （下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～13 (現行どおり) <u>14 立会外取引に類似する取引</u> <u>認可会員が行う認可業務による取引所外売買のうち、金商法施行令第6条の2第2項第2号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われる取引をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 売買の監理 (立会外取引に類似する取引に係る取扱い) 第 6 条の 10 認可会員は、立会外取引に類似する取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。 1 対象有価証券 2 取引時間 3 売買単位 4 取引価格の範囲 5 呼値に関する事項 6 売買の成立方法 7 決済日 8 一定の売買代金を超える取引に係る総売</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～13 (省 略) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 売買の監理 (新 設)</p>	<p>・ TOB 適用除外となる買付けとして、新たに規定された ToSTNeT に類似する取引について定義付けを追加</p> <p>・ ToSTNeT では、超大口約定情報の公表が翌営業日 16 時とされていること、ダークプールフラグの明示を求めていること、ダークプールの信用取引が禁止されていることを踏まえ、これらは東証と同等の取扱いを求める。</p>

改正案	現行	備考
<p><u>買高等の通知及び公表の時期</u></p> <p><u>9 社内取引システム（金商業等府令第 70 条の 2 第 7 項に規定する社内取引システムをいう。）による対当の明示</u></p> <p><u>10 信用取引及び貸借取引の制限（これらの取引を取り扱う場合に限る。）</u></p> <p><u>11 その他立会外取引に類似する取引に関し認可会員が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 認可会員は、前項第 8 号から第 10 号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所の定める「ToSTNeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」及び「ToSTNeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則」と同等の取扱いを行うこととしなければならない。</u></p> <p><u>3 参加会員は、立会外取引に類似する取引を行うに当たっては、第 1 項の規定に基づき認可会員が定める取扱規則を遵守しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表等</p> <p>第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表等</p> <p>（売買の報告）</p> <p>第 11 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2～4 （ 現行どおり ）</p> <p><u>5 認可会員は、第 1 項の規定に関わらず、立会外取引に類似する取引のうち本協会が必要と認める取引については、所定の方法により報告しなければならない。</u></p> <p>6 （ 現行どおり ）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表等</p> <p>第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表等</p> <p>（売買の報告）</p> <p>第 11 条 （ 省 略 ）</p> <p>2～4 （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>5 （ 省 略 ）</p>	<p>・取外システムでは、システムで報告を受けた PTS 取引について、取引の翌営業日 11 時頃に公表している相場表に反映している。ToSTNeT では超大口取引の公表時期の遅延措置を講</p>

改正案	現行	備考
<p>(売買等の報告の訂正又は取消し)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 認可会員は、第 10 条第 3 項 (前条第 4 項において準用する場合を含む。) <u>及び前条第 5 項の規定に基づき行った報告の訂正又は取消し</u>を行おうとする場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(売買価格等の公表等)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 本協会は、第 11 条第 1 項及び第 5 項の報告並びに第 12 条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p>	<p>(売買等の報告の訂正又は取消し)</p> <p>第 12 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 認可会員は、第 10 条第 3 項 (前条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき行った報告又は取消しを行おうとする場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(売買価格等の公表等)</p> <p>第 14 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 本協会は、第 11 条第 1 項の報告及び第 12 条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</p> <p>第 3 節 認可業務による取引所外売買に係る売買価格等の閲覧</p> <p>(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧)</p> <p>第 17 条の 2 認可会員は、<u>認可業務により申込みを行った場合には、細則で定める方法により、申込み後 5 分以内に、次の各号に掲げ</u></p>	<p>じていることを踏まえ、これに做った対応をするため、第 5 項を新設する (超大口取引についてはシステム外での報告を想定)</p>

改正案	現行	備考
<p>(削 除)</p>	<p><u>る事項を閲覧することができる状態に置かななければならない。</u></p> <p>1 <u>銘柄名</u> 2 <u>申込みに係る売り又は買いの別</u> 3 <u>申込みに係る価格</u> 4 <u>申込みに係る数量</u> 5 <u>申込みの時刻</u> 6 <u>その他本協会が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>認可会員は、前項の状態に置いた申込みに係る同項各号に掲げる事項について、正確かつ最新の内容に保たなければならない。</u></p> <p>3 <u>認可会員は、申込みに係る第1項各号に掲げる事項について、他の認可会員との間での比較が可能な形で、前2項の規定による措置をとることとする。</u></p> <p>4 <u>認可会員は、本協会がやむを得ないと認める事由として細則で定める事由により、申込みに係る第1項各号に掲げる事項について、前3項の規定による措置をとることができない場合には、当該事由の消滅後速やかに、当該措置をとらなければならない。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、この条の規定による措置に関し、認可会員が遵守しなければならない事項は、本協会が別に定める。</u></p> <p><u>(認可業務による売買価格等の閲覧)</u></p> <p>第17条の3 <u>認可会員は、認可業務により売買を成立させた場合には、細則で定める方法により、売買成立後5分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かななければならない。</u></p> <p>1 <u>銘柄名</u></p>	

改正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和●年●月●日から施行する。ただし、第 17 条の 2 から第 17 条の 4 までの改正は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>2 売買価格 3 売買数量 4 売買成立日時 5 その他本協会が必要と認める事項</p> <p>2 前条（第 1 項を除く。）の規定は、前項に規定する認可会員が認可業務により売買を成立させた場合について準用する。</p> <p>(参加会員への通知)</p> <p>第 17 条の 4 認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第 17 条の 2 第 1 項各号及び前条第 1 項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。</p>	<p>・PTS info の廃止に係るものについては、改正政府令の経過措置を踏まえて令和 7 年 7 月 1 日を想定。</p>

『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則の一部改正について（案）

年 月 日

（下線部分変更）

改正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和7年7月1日から施行する。</p>	<p><u>（認可業務による申込みに係る価格等の閲覧）</u></p> <p><u>第7条 規則第17条の2第1項及び第17条の3第1項に規定する細則で定める方法は、報告公表システムのウェブサイトを利用する方法とする。</u></p> <p><u>2 規則第17条の2第4項（同第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する細則で定める事由は、報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由とする。</u></p> <p><u>3 認可会員は、規則第17条の2及び第17条の3の規定による措置に関し、第1項に規定する報告公表システムのウェブサイトを利用することについて、本協会に対し、負担金を支払わなければならない。</u></p>	<p>・改正政府令の経過措置を踏まえて令和7年7月1日を想定。</p>